

# 第6回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 2 年12月18日 開会

令和 2 年12月18日 閉会

浦幌町農業委員会

令和2年12月18日 第6回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時35分

1 出席委員

1番	広瀬雅彦	2番	松村竜幸	3番	山本盛
4番	伊藤光一	5番	小野木淳	6番	石塚健一
7番	福田和己	8番	大坂有	9番	山村幹次
10番	高木政志	11番	木南和徳	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行  
農地係長 小川裕之  
主事 河上彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認  
について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

#### 4 議事内容 午後2時00分 開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

##### ●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

##### ●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

##### ●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号11番木南委員、12番石森委員を指名いたします。よろしくお祈りをいたします。

##### ●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

##### ●日程第4 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 それでは日程第4、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。

本案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、議席番号13番の私が制限を受けるため審議終了まで退席をいたします。以降の議事進行については、農業委員会会議規則第13条第1項の規定により、石森職務代理に交代をし、退席いたします。石森職務代理は、議長席にお着き下さい。

ここで、暫時休憩をいたします。

(小川会長退席、石森職務代理議長席に着席)

○議長 (石森職務代理) 休憩を解き、会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和2年12月18日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の1件でございます。

土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、相川に住所を有する方。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、12月9日に木南委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は宅地でありました。議案書3ページに願出地の位置図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（石森職務代理） ただ今の説明に関連いたしまして、地区担当委員に代わり地区担当委員長の木南委員長より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員長 本申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、12月9日に現地を確認いたしました。既に倉庫等の建物が建っている状況であり、現況地目は宅地でありました。以上、報告いたします。

○議長（石森職務代理） ありがとうございます。説明が終わりました。質疑、意見はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（石森職務代理） 無いようなので、それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（石森職務代理） はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定をいたしました。

ここで、議席番号13番小川委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

（小川会長着席）

○議長（石森職務代理） 休憩を解き、会議を開きます。事務局長より、ただ今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第1号につきましては、願出のとおり証明することに決定をいたしましたのでご報告申し上げます。以上でございます。

○議長（石森職務代理） ここで、議長を交代します。暫時休憩いたします。

（小川会長、石森職務代理移動着席）

●日程第5 議案第2号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 休憩を解き、会議を開きます。日程第5、議案第2号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和2年12月18日提出。浦幌町農業委員会会長。解約

通知があったのは、下記の5件であります。

議案書5ページをご覧ください。賃貸人は、川流布に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成30年3月30日に賃貸借されましたが、令和2年12月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営継承するための解約であります。

議案書6ページをご覧ください。賃貸人は、本別町に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成26年4月24日に賃貸借されましたが、令和2年12月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営継承するための解約であります。

議案書7ページをご覧ください。賃貸人は、本別町に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成11年4月1日に賃貸借されましたが、令和2年12月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営継承するための解約であります。

議案書8ページをご覧ください。賃貸人は、本別町に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成30年12月1日に賃貸借されましたが、令和2年12月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営継承するための解約であります。

議案書9ページをご覧ください。賃貸人は、朝日に住所を有する方。賃借人は、生剛に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年2月1日に賃貸借されましたが、令和2年11月25日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。貸主の都合による解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 日程第6、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買5件の所有権移転案件と、賃貸借2件、使用貸借権1件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは、番号21番から番号25番の所有権移転案件について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書10ページをご覧ください。議案第3号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和2年12月18日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件5件、賃貸借案件2件、使用貸借案件1件でございます。

番号21番。譲渡人は、稲穂に住所を有する方。譲受人は、統太に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑。面積は24筆合わせまして296,317平方メートルです。契約の種類は売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るためであります。

議案書11ページをご覧ください。番号22番。譲渡人は、幕別町に住所を有する方。譲受人は、朝日に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑。面積は、19,961平方メートルです。契約の種類は売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由といたしましては、譲渡人は非農業のため、譲受人の希望により売り渡す。譲受人は、経営の規模拡大であります。

番号23番。譲渡人は、朝日に住所を有する方。譲受人は、朝日に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑。面積は、54,969平方メートルです。契約の種類は売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は非農業のため、譲受人の希望により売り渡す。譲受人は、経営の規模拡大であります。

番号24番。譲渡人は、愛牛に住所を有する方。譲受人は、統太に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑。面積は2筆合わせまして59,482平方メートルです。契約の種類は売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るためであります。

番号25番。譲渡人は、生剛に住所を有する方。譲受人は、ウツナイに住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑。面積は、86,962平方メートルです。契約の種類は売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲渡人の都合により農地を売り渡す。譲受人は、農地を取得することにより経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議案書14ページから21ページに、3条番号21から25の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号21番について、地区担当委員の福田委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○福田委員 番号21番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため農地を売買する内容であり、12月5日に現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号22番23番について、地区担当委員の石塚委

員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石塚委員 番号22番及び23番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大のため農地を売買する内容であり、12月7日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号24番25番について、地区担当委員の高木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号24番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため農地を売買する内容であります。また、番号25番につきましては、農地を取得することにより経営の安定を図る内容であり、12月5日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当はしておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 はい、ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号番号21番から25番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号番号21番から25番は、原案のとおり決定をいたしました。

次に番号26番から28番の利用権設定案件について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書12ページをご覧ください。番号26番。貸主は、川流布に住所を有する方。借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑。面積は、11筆合わせまして112,441平方メートル、実耕作面積は78,400平方メートルです。契約の種類は賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和2年12月21日から令和12年12月31日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営継承を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

番号27番。貸主は、本別町に住所を有する方。借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑。面積は、14筆合わせまして29,805平方メートルです。契約の種類は賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和2年12月21日から令和12年12月31日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営継承を受けるため、新たに賃貸借を締結するものであります。

議案書13ページをご覧ください。番号28番。貸主は、川流布に住所を有する方。借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑。面積は、43筆合わせまして407,961平方メートルです。契約の種類は使用貸借で、価格は発生しません。契約期間は、令和2年12月21日から令和12年12月31日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農業者年金基金法に定める経営継承を行うため、息子と使用貸借を締結する。借主は、上記理由により申請地を借り受けるものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議案書22ページから29ページに、3条番号26から28の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号26番から28番について、地区担当委員の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号26番から28番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、農業者年金基金法に定める経営継承を受けるため、新たに賃貸借及び使用貸借を締結する内容であり、12月5日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは、議案第3号番号26番から28番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号番号26番から28番は、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ございませんか。

(「ありません」の声あり)

#### ●閉会の宣告

○小川会長 それでは、これをもちまして第6回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時35分 閉会